

北九州市監査公表第21号

令和5年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体
グリーンパーク活性化共同事業体
- 3 監査の期間
令和4年11月9日から令和5年5月11日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年7月28日（令和5年監査公表第13号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) グリーンパーク活性化共同事業体

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>公の施設の指定管理事務について</u></p> <p>グリーンパーク活性化共同事業体が発行した令和3年度の響灘緑地の管理運営業務について、「響灘緑地（グリーンパーク）の管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）」に定める期日までに、事業報告書を提出していなかった。また、事業報告書等において誤った決算報告を行っていた。</p> <p>協定書では、市及び指定管理者は、本協定を、互いに協力し信義に従い誠実に履行しなければならないとしており、協定書に定める期日までに、業務報告書において、料金収入の実績や自主事業の実施状況等を、事業報告書において、料金収入の実績及び管理経費等の収支実績（収支決算書）や自主事業の実施実績等を報告しなければならないとしている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理事務処理に係るモニタリング実施項目」に基づき、本業務遂行状況を確認することとしている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、今回の指摘を踏まえ、指定管理に係る経理事務が適正に実施されるよう、事務処理手順の見直し等も含め、必要な措置を講じることが望まれる</p>	<p>1 事業報告書</p> <p>(1) 指摘に沿った是正処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の事業報告書は、期限の4月末までに提出した。 <p>(2) 制度面での恒久的処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は期日厳守のため、事前に関係者に周知し、確実に提出できるよう対応する。 ・確実に実施できるようITを活用して、期日前に自動配信メールを送信し、注意喚起を行う。 ・また、隔週で開催する社内会議で直接依頼して、注意喚起する。 <p>(3) 職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の作成に直接的に関わる課長級以上に、事業報告書の提出期日を厳守するよう周知した。 <p>2 決算報告</p> <p>(1) 指摘に沿った是正処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の自主事業を全てまとめて管理するため、入力フォーマットを変更した。 <p>(2) 制度面での恒久的処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高明細は利用料金と自主事業収入に区分し、全ての売上を管理する様式に変更した。 ・銀行の入出金明細票により、収入及び支出が適正に行われているこ

監 査 の 結 果	措 置 状 況
。	<p>とを支出担当者、出納管理者以外の職員が確認（日付と金額の整合、差異の有無等）するようルール化した。</p> <p>（３）職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理事務の担当及び副園長以上に上記のルール化を周知した。